

平成19年度

税制改正に関する要望書

平成18年9月

社団法人 コンピュータソフトウェア協会
(旧名称 社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会)

はじめに

社団法人コンピュータソフトウェア協会(旧名称:社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、以下「当協会」という)はIT産業に携る企業により構成される代表的な団体として、複雑高度な情報産業の育成に適合した税制を提言したいという見地から長年にわたり税制について改正の要望書を提出させていただいております。

当協会はIT産業の振興・発展のために、ベンチャー企業支援、知的財産保護活動、国際交流、認定試験など多彩な活動を行っており、直接我国IT産業の時代の流れに関与しうる立場にあります。その視点から最近の状況に着目いたしますと、平成13年から施行された「e-Japan」戦略等における、高速ネットワークインフラの構築、電子商取引の促進、人材育成の強化、電子政府構築などの目標のいくつかは既の実現の段階に至ったと評価しております。

しかし一方で、IT産業においては、海外市場の開拓段階を経て、海外企業との連携によって事業展開する「ボーダーレス」「クロスボーダー」といった国際化現象が進展しております。

従いまして、今後もIT産業の発展を継続するためには、競争力を維持・強化するために「e-Japan」戦略等によって実現した優位性を有効に活用する制度が是非とも必要になります。

以上の観点から、平成19年度の税制改正につきまして、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

要 望

・競争力・成長力の強化

1 . 減価償却制度の見直し

当協会会員企業をはじめとするIT産業では、コンピュータやネットワーク機器のようなハードウェアを有形固定資産とし、購入した開発ツールやサービス提供のためのソフトウェアを無形固定資産として投資しております。いずれも減価償却を通じて、これを流動化し、投資キャッシュフローを環流させております。

前述したように、IT産業は激しい国際競争下にあり、減価償却制度が他国の競争相手と異なる制度にあることで不利な状況におかれております。

すなわち、有形固定資産においては取得価額の全額を償却することができず、法定耐用年数においては有形/無形双方で諸外国よりも長い資産が多いという問題点があります。

このため、減価償却制度については以下のような抜本の見直しを要望いたします。

- 1) 法定耐用年数を諸外国と同等にする
- 2) 「償却可能限度額」を撤廃し、法定耐用年数経過時に取得価額の全額を償却することができるようにする
- 3) 減価償却期間を短縮する特例等について、制度の柔軟・簡素化を行い、使いやすい制度に改める
- 4) 少額減価償却資産の損金経理の規定について10万円未満となっているのを30万円未満に増額し、現行の中小企業者等に限定された取り扱いを改めて恒久処置とする
- 5) 固定資産税については、この見直しに合わせて課税評価額の見直しを実施する

2．人材投資促進税制の内容の拡大と期間の延長

IT産業競争力の一番の基礎は人材であり、競争力維持には技術者技能レベルの不断の向上が必須です。このための投資に対する平成17年から20年までに限定した現在の制度は、人材投資の増加分を対象としており、投資そのもののインセンティブの効果において不十分な取り扱いとなっています。従いまして、制度の対象となる投資内容の見直し、投資額を減税の対象とする改正を行い、適用期間をさらに延長することを要望いたします。

3．税条約等に関する整備

ソフトウェア等の取引ならびにインターネットによる電子商取引に関連する対象国の範囲と金額が拡大しており、プログラム著作物の取引に関連する源泉税等の課税、PE(恒久施設)の定義などが重要な課題となっております。

たとえば、平成18年に懸案の日印租税条約が改定され、使用料及び技術上の役務に対する限度税率について日本政府の主張は非課税でしたが、印度側の主張の10%で決着しました。しかしながら、ソフトウェア等の取引を非課税とすることは国際的な趨勢であります。円滑・迅速な取引の基盤づくりのためには、更に踏込んで、米国の例にならい、国内法においてソフトウェアには課税しない旨の立法政策を進める果敢な対応が必要であると考えます。

よって、今後さらにこのような制度づくりがなされるよう要望いたします。

4 . ベンチャー育成投資損失の控除制度について

当協会会員企業の多くは、IT産業の中核として起業や株式公開などについて相応の経験を有しており、成長の起爆剤となるべき新規事業家に対しても積極的な支援を行って来ており、いわゆる「エンジェル」の供給元の一つです。

現行のエンジェル税制は控除対象や投資損失が生じたときの控除範囲などが狭く、このため未だ十分に活用されておられません。

よって、適用されるベンチャー企業の要件緩和、控除や譲渡損の控除対象を金融所得にも拡大し、繰越控除の期間を5年間に延長するなど、円滑なリスクマネーの供給に向けてさらに改善されることを要望いたします。

． 中小企業の活性化

1 . 中小企業等基盤強化税制の延長

当協会会員企業の過半は、いわゆる中小企業の範疇にあり、その顧客もまた多くが中小企業となっております。現行の中小企業等基盤強化税制はこの双方においてIT関連の投資拡大による高度化・高付加価値化の効果をあげております。このため、当該制度の適用期間を延長されることを要望いたします。

また、来年度には64ビットパソコンの本格的な市場投入が始まることに伴い、中小企業のさらなるIT化を促進するため、いわゆる「パソコン減税」等の中小企業のIT化を支援する税制の拡充を要望いたします。

2 . 事業承継の円滑化

IT産業もパソコンの誕生から既に25年余りが経過し、パソコン黎明期に起業した企業では事業承継が課題となっております。

この点については継続的に要望を提出させていただいており、暫時改善されてきておりますが、さらに円滑な事業承継を行うために、非上場株式が相続された場合にその課税を譲渡時などまで猶予する事業承継税制の見直し、商法改正にともなう種類株式の評価方法の明確化、事業承継株式にかかわる相続時精算課税制度の拡充が行われるよう要望いたします。

3 . 留保金課税制度の撤廃

典型的なIT企業である当協会会員企業は、大部分が同族会社に該当しております。国際競争力の強化の観点から、現在一部停止扱いとなっております同族会社の留保金に対する特別税率の制度を、撤廃されるよう要望いたします。

. その他の要望事項

電子マネーによる納税制度の実現

電子マネーの普及は、我国の情報技術が大きな競争力を持つ分野です。これを民間での利用に限らず税制においても納税の際の決済手段としたり、一般消費者が買物をする際に電子マネーで支払いをしたりすると、消費税相当額については電子マネー事業者から直接国税局に納付が行われる仕組みなど、高度な

利用方法として活用することが可能です。

このような決済方法が制度的に可能となれば、IT産業、金融サービス産業の市場拡大と同時に納税コストが削減され、消費税の把握が容易になるなど、税務の運営効率化に多大な効果が期待されると考えられます。税務へのIT技術の導入は電子申告のみに限らず、このような斬新な発想によるものも含めて広く応用されることを要望いたします。

18CSAJ 第002号

平成18年9月25日

社団法人 コンピュータソフトウェア協会

(旧名称 社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会)

会長 和田 成史